

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

運営規程

(総則)

第1条 社会医療法人豊生会が開設する介護老人保健施設ひまわり短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)（以下「当事業所」）が実施する適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護状態(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう住宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、

当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

- 8 当施設は、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 社会医療法人豊生会 介護老人保健施設ひまわり
(2) 開設年月日 平成10年5月1日
(3) 所在地 札幌市東区東苗穂4条1丁目1番68号
(4) 電話番号 011-781-8800
(5) 管理者氏名 星野 豊
(6) 介護保険事業所指定番号 0150280071号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師 1人以上
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の原案作成および計画作成に関わる他職種への助言・指導を行うとともに、要介護認定および要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (4) 看護職員 9人以上
看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員 21人以上
介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士または作業療法士または言語聴覚士 2人以上
理学療法士または作業療法士または言語聴覚士は、在宅復帰に向けたリハビリテーション計画を立案し、看護・介護職員と共にリハビリテーションに従事する。
- (7) 薬剤師 0.3人(常勤換算)
薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

(8) 管理栄養士	1名以上
栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。	
(9) 支援相談員	1名以上
支援相談員は、入所者のその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、区市町村との連絡・連携を図り、また、ボランティアの指導に従事する。	

(10) 事務職員	4人以上
一般事務及び庶務に関する事項及び施設管理の補佐、敷地の整備、車両の運転、整備に関する事項について従事する。	

(身体の拘束等)

第6条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(褥瘡対策等)

第7条 当施設は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないような適切な介護に努めると共に、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(守秘義務および個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報を当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各号についての情報提供について、利用者及びその家族等から予め同意を得た上で行うこととする。

- ① 介護保険サービスの利用者のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとする。

1名以上

(苦情について)

第9条 提供した短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスに関する入所者及びその家族からの苦情には迅速かつ適切に対応する。なお、苦情内容は会議等にて検討し、再発防止に努めるとともに、検討内容を掲示致します。受付担当窓口は、計画担当介護支援専門員がその任にあたる。

(事故発生時について)

第10条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(定員)

第12条 介護保険施設ひまわりの短期入所は、入所の空床を利用して、随時対応とする。
(介護予防短期入所療養介護を含む)

(短期入所療養介護サービスの内容)

第13条 短期入所療養の内容は、次の通りとする。

要介護者の心身の状況及び病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等が必要であると求められる者を対象に介護老人保健施設短期入所療養介護費サービス及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供する。

2 サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活の世話等を行う。

- ① 比較的安定した病状に対する診療・投薬・注射・検査・処置等の医療サービス
- ② 離床期又は歩行期のリハビリテーション（機能回復訓練）
- ③ 日常生活動作訓練
- ④ 体位交換・清拭・食事の世話・入浴等の看護・介護サービス
- ⑤ 理髪等個人的な世話、教育・娯楽のための催し等、日常生活の支援サービス
- ⑥ 利用者の状態により、専門的見地から必要と判断される各種加算サービス

(送迎実施範囲)

第14条 介護老人保健施設ひまわり短期入所の通常の送迎範囲は次の通りとする。

札幌市の東区全域・北区の一部・白石区の一部・中央区の一部。

(利用者負担の額)

第15条 利用者負担の額を下記の通りとする。

介護保健施設短期入所療養用介護費（I）

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料としては、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、その他実費費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）参照。

(施設利用にあたっての留意事項)

第16条 当施設の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会：面会は感染症の流行を含め社会的情勢・動向を勘案して施設が定める日時の範囲内とし、面会に際しては都度受付簿（記録表）に記載する。
また、緊急を要する場合は上記の時間に係わらず対応する。
- ・ 外出・外泊：外出は、家族同伴にて職員へ申し出る。

外泊は外泊許可書に必要事項を記入の上、職員へ申し出る。

- ・ 飲酒・喫煙：個人的な飲酒については一切禁止とする。但し、行事の時等施設が提供する場合がある。また、健康増進法の取り組みとして、敷地内は禁煙とする。
- ・ 火気の取扱：施設内での使用は一切禁止とする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み：部屋には専用の整理タンス、衣装掛けを用意する。
必要最小限の身の回り品の持ち込みは認める。
但し、電化製品の持込につきましては、別途料金表に基づき電気代を徴収する。
- ・ 医療機関での受診：施設外での受診は、施設担当医からの指示が必要となり、事前に職員に申し出こととする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は併設病院の防火管理者を充て、火元責任者には事業所職員を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者の任を受けた職員が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・年2回以上
 - ② 夜間訓練を含めた総合訓練・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・隨時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制とする。
- (7) 当施設は、（5）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待の防止等)

第18条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第19条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。但し当該計画は入所サービスと一体的に運用するものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

平成 12 年 4 月 1 日改訂
平成 15 年 5 月 1 日改訂
平成 17 年 10 月 1 日改訂
平成 18 年 4 月 1 日改訂
平成 18 年 11 月 1 日改訂
平成 19 年 5 月 1 日改訂
平成 28 年 1 月 1 日改訂
令和 2 年 1 月 1 日改訂
令和 6 年 4 月 1 日改訂
令和 6 年 9 月 14 日改訂（住所変更）

（職員の質の確保）

第20条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する事項）

第21条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の

定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人豊生会介護老人保健施設ひまわりが定めるものとする。

＜附則＞

本規程は平成 10 年 5 月 1 日から施行する